

# 令和6年3月定例会議案

久喜市教育委員会

## 議 案 目 録

議案第 2 0 号	久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について・・・・・・・・・・	1
議案第 2 1 号	久喜市教育委員会臨時的任用職員の人事について・・・・・・・・・・	2 2
議案第 2 2 号	久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱について・・・・・・・・・・	2 4
議案第 2 3 号	久喜市共同学校事務室の室長及び副室長並びに久喜市共同学校事務室全体連絡会議の責任者及び副責任者の指名について・・・・・・・・	3 5
議案第 2 4 号	久喜市教育委員会子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則について・・・・・・・・	3 7
議案第 2 5 号	久喜市共同オンライン分教室に関する規則の一部を改正する規則について・・・・・・・・	4 4

議案第20号

久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について

久喜市教育委員会会計年度任用職員について、別紙のとおり採用することについて議決を求める。

令和6年3月21日提出

久喜市教育委員会  
教育長 柿沼光夫

議案第20号 「久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について」の別紙資料につきましては、人事案件であるため非公開です。

**【職種】**

- 1 事務補助員
- 2 学校業務員
- 3 幼稚園業務員
- 4 小学校安全監視員
- 5 幼稚園教諭
- 6 栄養士
- 7 主任外国語指導助手
- 8 外国語指導助手
- 9 教育活動指導員
- 10 教育活動支援員
- 11 教育活動看護支援員
- 12 教育相談員（小学校）
- 13 教育相談員（中学校）
- 14 ことばの教室指導員
- 15 心理専門員
- 16 スクールソーシャルワーカー
- 17 教育支援センター所長
- 18 教育支援センター指導員
- 19 特別支援教育指導員
- 20 日本語指導員
- 21 部活動指導員
- 22 社会教育指導員
- 23 公民館事業運営委員

議案第21号

久喜市教育委員会臨時的任用職員の人事について

久喜市教育委員会臨時的任用職員の人事について、別紙のとおり実施することについて議決を求める。

令和6年3月21日提出

久喜市教育委員会  
教育長 柿沼光夫

議案第21号 「久喜市教育委員会臨時的任用職員の人事について」の別紙資料につきましては、人事案件であるため非公開です。

**【職名】**

- 1 一般事務
- 2 幼稚園教諭

議案第22号

久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱について

久喜市教育委員会所管の委員等について、別紙のとおり委嘱することについて議決を求める。

令和6年3月21日提出

久喜市教育委員会  
教育長 柿沼光夫

議案第22号 「久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱について」の別紙資料  
につきましては、人事案件であるため非公開です。

**【職種】**

- 1 久喜市立学校の学校医
- 2 久喜市立学校の学校歯科医
- 3 久喜市立学校の学校薬剤師
- 4 久喜市立学校学校運営協議会委員

議案第23号

久喜市共同学校事務室の室長及び副室長並びに久喜市共同学校事務室全体連絡会議の責任者及び副責任者の指名について

久喜市共同学校事務室の室長及び副室長並びに久喜市共同学校事務室全体連絡会議の責任者及び副責任者について、別紙のとおり指名することについて議決を求める。

令和6年3月21日提出

久喜市教育委員会  
教育長 柿沼光夫

**議案第23号 「久喜市共同学校事務室の室長及び副室長並びに久喜市共同学校事務室全体連絡会議の責任者及び副責任者の指名について」の別紙資料につきましては、人事案件であるため非公開です。**

議案第24号

久喜市教育委員会子ども・子育て支援法施行細則の一部を  
改正する規則について

久喜市教育委員会子ども・子育て支援法施行細則の一部を、別紙の  
とおり改正することについて議決を求める。

令和6年3月21日提出

久喜市教育委員会  
教育長 柿沼光夫

久喜市教育委員会子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則  
久喜市教育委員会子ども・子育て支援法施行細則（令和元年久喜市教育委員会  
規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「子育てのための施設等利用給付認定通知書」を「施設等利用  
給付認定通知書」に改め、同条第5項中「子育てのための施設等利用給付認定変  
更通知書」を「施設等利用給付認定変更通知書」に改め、同条第6項中「子育て  
のための施設等利用給付認定取消通知書」を「施設等利用給付認定取消通知書」  
に改める。

様式第4号を次のように改める。

施設等利用給付認定通知書

久 第 号  
年 月 日

様

久喜市長 印

先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、次のとおり決定しましたので通知します。

認 定 子 ども	認 定 番 号	
	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	
保 護 者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
決 定 年 月 日		
認 定 区 分		
有 効 期 間		
保育の必要性の事由		

保育の必要性の事由が妊娠・出産、就学、求職活動等の認定で、年度途中で認定期間が満了となった場合、満了日の翌日以降は施設等利用費の支給の対象とはなりません。引き続き施設等利用費の支給を希望する場合は、認定期間の更新や保育の必要性の事由の変更手続きが必要となりますので、本市の保育課に改めて子育てのための施設等利用給付認定を申請してください。

(教示)

1 審査請求について  
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。  
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について  
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、久喜市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。  
ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号及び様式第7号を次のように改める。

施設等利用給付認定変更通知書

久 第 号  
年 月 日

様

久喜市長 印

子育てのための施設等利用給付認定について、子ども・子育て支援法第30条の8第2項又は第4項の規定により、次のとおり変更の認定を行いましたので通知します。

認 定 子 ども	認 定 番 号	
	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	
保 護 者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
変 更 年 月 日		
認 定 区 分		
有 効 期 間		
保育の必要性の事由		
変 更 理 由		

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、久喜市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

施設等利用給付認定取消通知書

久 第 号  
年 月 日

様

久喜市長 印

子育てのための施設等利用給付認定について、子ども・子育て支援法第30条の9第1項の規定により、次のとおり変更の認定を行いましたので通知します。

認 定 子 ども	認 定 番 号	
	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
保 護 者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
取 消 年 月 日		
取 消 理 由		
(教示)		
<p>1 審査請求について この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。</p>		
<p>2 取消訴訟について この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、久喜市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。 ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>		

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第25号

久喜市共同オンライン分教室に関する規則の一部を改正する規則について

久喜市共同オンライン分教室に関する規則の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和6年3月21日提出

久喜市教育委員会  
教育長 柿沼光夫

久喜市共同オンライン分教室に関する規則の一部を改正する規則

久喜市共同オンライン分教室に関する規則（令和4年久喜市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「中学校」を「学校」に、「生徒」を「生徒等」に改める。

第2条第1項中「中学校」を「学校」に、「生徒」を「生徒等」に改め、同条第2項中「「中学校」」を「「学校」」に、「別表第2」を「別表第1及び別表第2」に、「中学校を」を「小学校及び中学校を」に改め、同条第3項中「「生徒」とは」を「「生徒等」とは」に、「中学校に在籍する生徒」を「学校に在籍する児童及び生徒」に改め、同条第4項中「中学校」を「学校」に改める。

第4条第2項中「副室長は、中核校の教員のうち」を「副室長は、室長が指定する教員のうち」に改め、同条第3項中「各中学校」を「各学校」に改める。

第7条第1項中「生徒」を「生徒等」に、「中学校」を「学校」に改め、同条第2項中「当該生徒」を「当該生徒等」に改め、同条第4項中「生徒」を「生徒等」に改め、同条第5項中「生徒」を「生徒等」に、「教育委員会」を「教育長」に改める。

第8条第1項中「教育委員会」を「教育長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「教育長」に、「通知するものとする」を「通知するとともに、共同オンライン分教室通室可否通知書（様式第4号）により、速やかに生徒等の保護者に通知するものとする」に改め、同条第3項を削る。

第9条中「各生徒」を「各生徒等」に、「教育委員会」を「教育長」に改める。

第11条第1項及び第2項中「教育委員会」を「教育長」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「教育長」に、「通知するものとする」を「通知するとともに、共同オンライン分教室通室終了通知書（様式第7号）により、速やかに生徒等の保護者に通知するものとする」に改め、同条第4項を削る。

様式第1号中「中学校長」を「学校長」に、「生徒氏名」を「児童生徒氏名」に改める。

様式第2号中「中学校」を「学校」に、「生徒」を「児童生徒」に改める。

様式第3号中「中学校」を「学校」に、「久喜市教育委員会」を「久喜市教育委員会教育長」に、「生徒氏名」を「児童生徒氏名」に改める。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第8条関係）

共同オンライン分教室通室可否通知書

年 月 日

様

久喜市教育委員会教育長

久喜市共同オンライン分教室への通室について、下記のとおり通知します。

記

通室の可否	可 ・ 否
児童生徒氏名	
通室期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	

様式第5号中「中学校」を「学校」に、「生徒氏名」を「児童生徒氏名」に、「数学」を「算数・数学」に改める。

様式第6号中「中学校」を「学校」に、「あて」を「様」に、「久喜市教育委員会」を「久喜市教育委員会教育長」に、「生徒氏名」を「児童生徒氏名」に改める。

様式第7号を次のように改める。

様式第7号（第11条関係）

共同オンライン分教室通室終了通知書

年 月 日

様

久喜市教育委員会教育長

下記の児童生徒は、久喜市共同オンライン分教室への通室を終了しましたので、通知します。

記

通室終了日	年 月 日
児童生徒氏名	
通室期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。